われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。

いさお新聞

発行所　〒703-8272
岡山市中区奥市3-22　岡山県遺族連盟
電話代表　086-271-7175
ＦＡＸ　086-271-4815
郵便振替岡山01230-9-3532
発行責任者　岸本清美
編集責任者　豊島始男
印刷所　西尾総合印刷株式会社
定価（郵税共）年額1,200円
ホームページ http://izoku-okayama.jp/

平成23年度
活動方針・事業計画を決定
理事・評議員・監事合同会議

岡山県遺族連盟では三月十九日㈯、岡山市中区奥市の県遺族連盟大会議室において理事・評議員・監事合同会議を開催し、去る二月二十四日に決定した日本遺族会活動方針・事業計画（本紙三月号／一一五一号掲載）に基づく平成二十三年度活動方針・事業計画案並びに同予算案を審議、決定した。

また、会議では公益法人制度改革に伴う新法人への移行について協議し、一般財団法人への移行を目指し準備を進めることが了承された。

理事・評議員・監事合同会議
（３月19日：県連盟大会議室）

岡山県遺族連盟

合同会議は定刻の午後一時三十分に開会。近常副会長が開会を宣した後、戦没者ご英霊と東日本大震災で犠牲になられた方々へ黙祷を捧げた。

次いで岸本会長が挨拶に立った。岸本会長は、「東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被災された皆様にお見舞いを申し上げたい。この大変な状況の中、全国民が一丸となって、この国難を乗り切らなければなりません。

今年は戦後六十六年目ですが、遺族会の悲願である総理の靖國神社公式参拝は未だ実現しておりません。菅総理をはじめ、閣僚全員が靖國神社に参拝しないという民主党政権に対し腹立たしい思いですが、早く天皇陛下の御親拝を賜るような形にしなければならないと思います。

妻の皆様が少なくなっている現況下、遺児の立場の私たちが如何に組織を継承し英霊顕彰運動を進めて行くか、大変難しい時代に入っていますが、出来る限りの努力を払わなければなりません。また、今日ご審議いただきますが、県遺族連盟においても公益法人制度改革に伴います新法人への移行への対応など多くの課題がありますので、新年度もご協力を賜ります様お願いいたします」と述べ、引き続いての支援を要請した。

次いで岸本会長が議長に就任。議案の審議に入り、「英霊顕彰並びに処遇改善運動の経過、今後の運動」、「平成二十二年度諸会計補正予算案」の審議に続いて、「公益法人制度改革による新法人への移行」を上程。事務局が公益法人制度改革の概要の説明を行った。

その概要は―

(1)　現在、岡山県遺族連盟は主務官庁（岡山県知事）から認可を受けた「公益法人」として「税の優遇措置」を受けて運営。

(2)　平成二十年十二月一日に公益法人制度改革法が施行され、この新法施行と同時に、岡山県遺族連盟は新法の「特例民法法人」という位置付にある。

特例民法法人は、五年間の経過措置期間内（平成25年11月末まで／この間は従来どおりに税の優遇措置が有る）に、民間有識者で組織する認定委員会（窓口は岡山県）から「公益財団法人」か「一般財団法人」の認定を受けなければならない。

(3)　「公益財団法人」が認定されない場合は、「法人を解散する」か「一般財団法人として存続する」かのどちらかを選択。但し、「一般財団法人」に移行した場合、寄付金（会費等）以外は、税の優遇措置が無くなる。

(4)　前記の認定委員会から「公益」の認定を受けるためには、公益法人認定法の「基準」に基づき、「公益事業を主たる目的とする法人」に認定される必要がある。

(5)　公益法人に認定される「基準」の主たるものは、

①公益に関する事業で、不特定多数かつ多数の者の利益の増進に寄与する二十三の事業。

②公益目的事業費比率）が五十%以上であること。

③公益事業収支はトントンか赤字でなければならない。（利益を生むことは不可）

(6)　前記の「公益認定基準」を現在の岡山県遺族連盟の事業に適用すると、

①公益目的事業の二十三事業の内、二十二事業は該当しない。残る一事業（その他の公益に関する事業）で該当可か。

②公益目的事業支出（比率）について事務局で試算を行ったが、収益事業の比率が大きい本連盟では基準比率に満たない。

(7)　前記の「公益認定基準」を現在の岡山県遺族連盟の事業に適用すると、

①公益目的事業の二十三事業の内、二十二事業は該当しない。残る一事業（その他の公益に関する事業）で該当可か。

②公益目的事業支出（比率）について事務局で試算を行ったが、収益事業の比率が大きい本連盟では基準比率に満たない。

(8)　これら①事務局の検討、更には②会計士の意見、③公益認定取得後の認定取り消しによる弊害等を勘案すると、岡山県遺族連盟としては「非営利型・一般財団法人」への移行を取らざるを得ないこと。

―以上の事項について事務局が報告した。

そして、本連盟としては「非営利型・一般財団法人」への移行を目指し、移行期間内の認定許可に向けて準備を行うことで了承を得た。

続いて、「平成二十三年度県遺族連盟活動方針・事業計画案」、「平成二十三年度同予算案」を順次上程、議長がそれぞれを出席者に諮り、各議案とも承認された。

そして、今後の行事予定などを事務局が報告し、服部副会長の閉会の言葉を以て午後二時五十分、合同会議を終了した。

決定した平成二十三年度県遺族連盟活動方針・事業計画は次のとおり。

活動方針・事業計画

チュニジアに端を発した反体制デモは、ドミノ連鎖の如く中東・北アフリカ地域に広がりを見せ

ている。今後、関係国が民主化・安定に向かうか否かは全く不透明であり、原油・食料価格の高騰など、今回の政変による影響は世界規模に及んでいる。

このように、世界が「ベルリンの壁崩壊」に匹敵する変革の時代に直面している状況下、我が国では現政権の無策に付け込むように、北方や南方からの脅威が一段と増している。我が国の政治が一刻も早く機能を取り戻すことを願うばかりである。

また、遺族運動の中心である戦没者の慰霊顕彰に対する現政権の姿勢も、総理・閣僚等の靖國神社参拝の自粛や、靖國神社に代わる新しい追悼施設建設構想に示されるように、イデオロギーと対外配慮の域に留まっており、戦没者遺族はもとより良識ある国民の気持ちと大きく乖離する姿勢に、我々遺族の不信感は深まるばかりである。

一方、極めて厳しい財政の中、戦没者の遺骨帰還事業は関連予算が大幅に増額された。この予算見直しを契機として、遺骨帰還事業は国家の責務という機運を高め、一過性で終わることのないよう努めなければならない。

政治をはじめとする現在の目を覆うばかりの国内状況は、国の礎となられた英霊の尊い御心を忘れ、国家、国民としての道義を失っていることに起因する。

このように遺族運動を取り巻く状況は一段と厳しくなっているが、我々はこの現実を受け止め、英霊顕彰をはじめとする国家道義復活のため引き続き前進しなければならない。

ここに平成二十三年度活動方針並びに事業計画を策定し、懸案事項の解決に邁進する。

活動方針

一、英霊顕彰運動の推進

我が国が今日、平和と自由の恩恵を享受できるのは、国のために命を捧げた戦没者の尊い犠牲によるものであることに思いを致し、国家、国民は等しく尊崇と感謝の誠を捧げるべきである。

我が国の戦没者慰霊追悼の中心である靖國神社へ、国を代表する内閣総理大臣が参拝することは当然の責務であるが、同神社への参拝は平成十八年以降行われず、また、昨年が先の大戦が終結してから六十五年の節目の年であったにも拘わらず、菅総理は早々に不参拝を表明し、更には閣僚にも参拝自粛を求めた。

全く別次元の事柄である先の大戦の歴史観と戦没者の慰霊追悼を混同し、内政干渉を続ける近隣諸国に配慮するために国家の責務を放棄する現政権の姿勢は、独立国家の根底を揺るがすものであり絶対に容認できない。

更には、国立の追悼施設建設構想は、戦没者遺族の心の拠り所である靖國神社の存在を否定し、国に尊い命を捧げた戦没者ご英霊との約束を蔑ろにするもので、断固阻止する。

また、県知事をはじめ、各自治体首長等の県護國神社参拝、各地方自治体における慰霊行事の継続を求めると共に、ご英霊鎮まる県護國神社などの未来永劫の護持を図る。

二、処遇改善運動の推進

尊い命を国に捧げた戦没者の遺族に対する処遇は、あくまで国家補償であり、現政権の事業仕分けの対象になる性格のものではない。高齢化が一段と進んでいる戦没者遺族の処遇が、今後とも国家補償の理念に基づいて改善されるよう、日本遺族会と連携を密にし運動を推進する。

また、平成二十五年に最終償還を迎える「戦没者の妻等に対する特別給付金」並びに、身寄りのない「戦没者の父母等に対する特別給付金」の継続・増額実現に向け運動を推進する。

三、組織の充実強化

高齢化が著しい遺族会であるが、遺族会の使命である英霊顕彰と戦没者遺族の福祉向上は引き続き推進して行かなければならない。

戦争の記憶が遠くなり、英霊顕彰に対する意識の希薄化が進む中、精神活動である英霊顕彰に対する理解を得ることは難しくなっているが、特別弔慰金受給者等の未加入者に対して粘り強く遺族会加入への働きかけを行うと共に、女性部は更なる組織充実を図り、遺族会活動への積極的な参画に努める。

また、組織の運営には財政の確立が不可欠であり、幸町会館の運営等、今後の会運営について検討すると共に、支部においては各自治体との関係強化等、あらゆる方途を講じて財政の充実を図る。

なお、公益法人制度改革については非営利型・一般財団法人への移行を目指し、諸官庁の指導及び専門家の助言を受けて移行期間内（平成二十五年十一月）に法人認定・許可を得るよう準備を開始する。

更には機関紙、ホームページを充実させ、積極的な広報に努める。

四、戦没者遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の推進

遺児に対する慰藉の一環である慰霊友好親善事業は昨年、実施以来二十年の節目を迎えた。

この事業は、遺児への慰藉を求めて遺族会が国に要望し実現した事業であるが、家庭の事情や高齢化に伴う健康問題などにより、事業への参加を不安視する向きがある。

このため、各支部遺族会の協力を得て、事業参加の意義について啓蒙に努めると共に、機関紙における広報活動並びに地方公共団体広報誌への掲載依頼など、更なる周知を図り参加者の増大に努める。

また、政府主催の遺骨帰還事業については、硫黄島での遺骨収容が本年度から政府主導により年間を通して行われることや、その他の地域に於いても引き続き帰還事業が実施されることから、事業の啓蒙に努め、積極的な参加を呼びかける。

事業計画

一、英霊顕彰運動の推進

(1) 総理・閣僚等の靖國神社参拝の推進

我が国の戦没者慰霊追悼の中心である靖國神社へ、国を代表する総理・閣僚が参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることは当然のことであり、独立国としての基本である。

然るに、菅総理は靖國神社に参拝しないことを表明し、更に、各閣僚に対しても参拝の自粛を求めている。このことは、国の礎となられた英霊への冒涜であり断じて容認することはできない。

我々遺族は、総理・閣僚の靖國神社参拝の推進を図ると共に、先の大戦の記憶を風化させないためにも、日本遺族会や関係諸団体との連携を密にし、以下により運動を推進する。

① 世論、マスコミに訴える運動

日本遺族会が実施を検討している終戦記念日の遺族代表による都内パレード（靖國神社から国会まで）に協力し、遺族の心情を訴える。

② 書面による陳情

日本遺族会では、末端会員までを含む遺族の心情を記した書面を集約し、書面をもって靖國神社参拝を総理に要請することにしている。このため、書面による陳情運動に協力する。

③ メールによる陳情

戦没者の孫、曾孫によるメールでの陳情を実施する。

④ 県大会等を開催し、地元選出国会議員に靖國神社参拝への理解と協力を要請すると共に、各支部においても各議員の帰郷等の際に面会し陳情を行う。

⑤ 全国大会への参加など、上京した際に地元選出国会議員に理解と協力を求める陳情を行う。

四月一日告示、同十日投票の日程で行われた岡山県議会議員選挙において、岸本清美県遺族連盟会長、浅野實同副会長は揃って当選の栄を勝ち取られました。皆様方のご支援に心からお礼申し上げます。

いさお新聞　毎月十五日発行　(1152)

(2) 国立の戦没者追悼施設新設構想の阻止

平成二十三年度政府予算に建設調査費は計上されなかったが、現政権は靖國神社に代わる国立追悼施設の建設を政策に掲げており、今後、建設に向けた動きが起きることも考えられる。

このため、政府の動向を注視すると共に、建設に向けての動きがあった場合、日本遺族会と連携し実力行使も辞さぬ覚悟で抗議運動を行う。

(3) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立

日本遺族会の終戦六十周年特別委員会の報告書「今後の遺族会のあるべき姿(四頁に抜粋資料)」に基づき、東京裁判史観の払拭と正しい歴史観の啓蒙に努める。

更には研修会・勉強会などを開催し、靖國神社問題をはじめとする英霊顕彰運動の知識を深める。

(4) 知事等の県護國神社参拝

戦没者の慰霊顕彰は自治体の責務であることを踏まえ、春秋の慰霊行事及び「戦没者を追悼し平和を祈念する日」である八月十五日に知事等が参拝されるよう要請する。

(5) 市町村における慰霊祭等の実施

国の平和と郷土の平安、家族の幸せを願い犠牲となられた方々の慰霊追悼行事は遺族だけのものではなく、平和を求める国、地方自治体、地域住民の未来永劫の責務であり、各自治体や地域住民が率先して主導すべきことである。また、戦前戦中の徴兵制度において地方自治体が果たした役割を考えるとき、その責任は永遠に免れるものではない。

市町村主催による慰霊祭等は、たとえ戦没者遺族の参列が減少しても、戦没者に対する各自治体の責務として、更には地域住民が改めて平和希求を誓い合う場として実施することを求めると共に、引き続き児童・生徒の慰霊祭等への参加を要請する。

また、護國神社社頭における慰霊祭催行の継続を自治体等に求める。

(6) 県護國神社並びに忠魂碑等の護持

遺族の高齢化や英霊顕彰に対する県民意識の低下による参拝者の減少など、神社運営は更に厳しさを増すものと予想される。

このため、神社並びに崇敬者総代会等と連携して、岡山県民の神社であるとの意識向上のための広報活動を実施すると共に、若年層から共感を得られるような企画の実施等、参拝環境の充実を図り、参拝者の増大を図る。

また、各地に建立されている忠魂碑等の護持を図るための研究を行うと共に、地元選出国会議員並びに各自治体議員等に対し、忠魂碑等の護持への理解と協力を求める。

(7) 全国戦没者追悼式の放映時間の延長

日本遺族会が行う「全国戦没者追悼式の放映時間の延長」への陳情運動に協力する。

(8) その他

① 靖國神社、県護國神社の慰霊行事等への奉賛協力。

② 市、町、村、地区等の慰霊行事等への奉賛協力。

③ 旧陸軍墓地慰霊行事に対する奉賛協力。

④ 全国戦没者追悼式への遺族代表の派遣。

⑤ 戦没者慰霊研修事業の実施。

⑥ 外国地域並びに沖縄地域等の戦跡慰霊巡拝の実施。

⑦ 沖縄県における「平和祈願慰霊大行進」への参加協力。

二、処遇改善運動の推進

(1) 公務扶助料等の改善

高齢化著しい遺族にとって、公務扶助料等は医療費・日常生活費など、生きて行くための重要な糧となっている。国はこの現状を直視し、引き続き国家補償の理念に基づき改善が行われるよう要望する。

また、「戦没者の妻等に対する特別給付金」並びに、身寄りのない「戦没者の父母等に対する特別給付金」の継続・増額実現に向け運動を推進する。

(2) 特別弔慰金支給法の改善

特別弔慰金は、国があらためて遺族に弔意を表すものであり、国に尊い命を捧げた戦没者を忘れないという証であることから、公務扶助料等受給者が失権した場合、速やかに特別弔慰金が支給されるよう制度の改善を求める。

(3) 諸法規改正事項の普及指導

諸法規改正事項の普及指導のほか、請求期限が平成二十四年四月二日に迫っている特例特別弔慰金(第九回特別弔慰金／24万円、六年償還)の請求漏れがないよう広報活動に努める。

また、各支部においても、聞き取り調査等を行うなどして周知を図る。

三、組織の充実強化

(1) 組織の充実強化

① 戦没者の遺児は組織の中核であるとの認識のもと、会の運営や諸行事の企画等に積極的に参画し、組織の活性化に努める。

また、女性部は組織未加入の女性遺児の加入促進に努力すると共に、男性遺児の配偶者、孫等にも入部を働きかけ、部会の充実を図る。

② 遺族運動に対する理解を深めるため役員研修会等を開催する。

また、各支部においても遺児会員を対象とした研修会等を開催し、後継者としての意識向上に努めると共に、特別弔慰金受給者に特別弔慰金の主旨、運動の経緯を説明して遺族会活動への理解を求め、組織への加入を働きかける。

更に、研修旅行、靖國神社参拝などの各種行事や、「遺児による慰霊友好親善事業」への参加を呼びかける等、組織加入への環境づくりに努める。

③ 組織の運営には財政の確立が不可欠であり、幸町会館の運営等、今後の会運営について検討すると共に、各支部にあっては運動基金の拠出・会費の見直し等、あらゆる方途を講じて財政整備を図る。

④ 英霊顕彰、戦没者遺族の福祉向上など、遺族運動に対する行政の理解と支援は欠かせない。厳しい社会状況・財政状況ではあるが、県本部・各支部共に、引き続いて各自治体へ支援を働きかける。

⑤ 遺族運動への理解と意識の向上を得るため、機関紙「いさお新聞」の紙面の充実と遺児世代の購読拡大に努力すると共に、ホームページを活用して、遺族会の活動内容を遺族会員のみならず、広く一般に伝達する。

また、日本遺族通信の購読拡大に協力する。

⑥ 公益法人制度改革については非営利型・一般財団法人への移行を目指し、諸官庁の指導及び専門家の助言を受けて移行期間内(平成25年11月)に法人認定・許可を得るよう準備を開始する。

(2) 福祉充実に関する事業

① 老齢者福祉事業の推進

(イ) 「敬老の日」を中心に、百歳になられた戦没者ご遺族や、一人暮らしの戦没者父母並びに妻への慰問を実施する。

(ロ) 各支部においては、一人暮らしの遺

平成23年度「遺児巡拝」
実施地域一部変更
沖縄地域は中止

平成二十三年度の「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」については、本紙三月号(一一五一号)に実施計画概要を掲載し、日本遺族会においても現在、厚生労働省による公募のための準備を進めているところですが、このたび公募の時期が大幅に遅れることとなりました。

これに伴い、六月に実施を予定していた沖縄地域は募集期間等の都合上、取り止めることになり、更に、当初予定していた実施地域についても一部変更になる見込みとの連絡が入りました。

今後、実施地域等が確定次第、本紙に事業概要を掲載し皆様にお知らせいたします。

族に対するボランティア活動（家庭の訪問、話し相手等）を実施する。

㈡　その他

②　遺族相談に関する業務。

四、遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の推進

(1)　遺児の慰霊友好親善事業

戦没者遺児に対する慰藉の一環である慰霊友好親善事業は、亡き父の現地慰霊を通じて、あらためて平和の大切さと英霊顕彰の意味を考える貴重な機会である。

このため、機関紙「いさお新聞」やホームページに参加者の意見・感想文等を掲載するなど広報活動に努め、事業の一層の周知を図ると共に、地方公共団体の広報誌への掲載依頼を行い参加者の増大に努める。

各支部においては、会合や研修会等において参加者の体験発表の場を設け、事業の意義を訴える。

◎平成23年度実施予定（15地域延べ20回・七九二名／予定）

①硫黄島、②旧満州、③モンゴル、④西部ニューギニア、⑤中国、⑥マリアナ諸島、⑦フィリピン、⑧東部ニューギニア、⑨ボルネオ・マレー半島、⑩トラック諸島、⑪パラオ諸島、⑫ミャンマー、⑬マーシャル諸島、⑭ギルバート諸島、⑮台湾・バシー海峡

◎二次実施地域

①西部ニューギニア、②フィリピン、③東部ニューギニア、④ミャンマー（タイを含む）、⑤中国

◎小規模（特定）３地域・一〇八名（予定）

①フィリピン１、②フィリピン２、③ミャンマー

(2)　遺骨帰還事業等

①　政府主催の遺骨帰還事業は予算措置が見直され、硫黄島での遺骨収容事業が年間を通じて行われることになり、更には北方及び南方諸地域での遺骨収容も通常どおり行われるため、遺骨収容人員の大幅な派遣要請が見込まれる。

このため、機関紙等での広報活動や春秋の慰霊行事の際の啓蒙運動などを通じて、戦没者の遺児のほか、孫、曾孫等に対して事業への協力を募る。

◎平成23年度実施予定（13地域／予定）

①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④パラオ、⑤インドネシア、⑥インド、⑦沖縄、⑧硫黄島、⑨モンゴル、⑩ザバイカル地方、⑪アムール州、⑫沿海地方、⑬イルクーツク州

②　日本遺族会主催の戦跡慰霊巡拝事業への参加を促進する。

◎平成23年度実施予定（1地域／予定）

硫黄島

五、その他

(1)　戦没者遺族の心の拠り所である九段会館の運営に協力する。

(2)　遺族諸問題解決のため関係諸団体との緊密なる連携を図る。

参考

日本遺族会
終戦六十周年特別委員会報告書

（平成十八年二月二日答申／抜粋）

第一章「英霊顕彰」

一、靖國神社問題

(1)　内閣総理大臣の靖國神社参拝の定着

国家の行為である戦争において犠牲となった戦没者等の慰霊追悼と平和祈願を国民の代表たる内閣総理大臣が行うのは当然のことであり、国家存立の基本である。

また、多くの国民が靖國神社を我が国で唯一の戦没者追悼施設であると考えていることは、政府自ら認めており、戦没者の遺族にとっても共通の認識である。

加えて、戦没者自身が生前そのように認識していたこと、更に、国は戦没されたら靖國神社に合祀することを約束していたこと、これらを考え合わせると、宗教的行為の枠を超えて内閣総理大臣は靖國神社に参拝すべきである。このことが国の安寧と繁栄を願って犠牲となられた戦没者に対して応える唯一の道であると信じる。

しかし、現状では総理・閣僚等の靖國神社参拝は、ひとり時の総理の決断に左右されており、こうした不安定な状況を改善するため、憲法改正等により制度化を図り、将来における憂いを無くす必要がある。

なお、将来いかなる政権が誕生しようとも、戦没者遺族はこれを要求することを忘れてはならない。

(2)　所謂（いわゆる）戦犯問題

近隣諸国の一部から、所謂Ａ級戦犯を合祀する靖國神社に、内閣総理大臣が参拝することに強い批判がある。

しかし、本会は極東国際軍事裁判の正当性を疑うと共に、そこで裁かれた所謂Ａ級戦犯の存在を否定する。

且つ、戦後における戦犯の釈放を望む世論の高まりは、赦免等により彼らを釈放し、恩給等の処遇を適用することにより国内的にも戦犯の名誉回復は果たされたものと考える。

よって、我が国には戦争犯罪人なるものは存在しないのである。

①　極東国際軍事裁判の不当性

戦争当時には存在しなかった「平和に対する罪」という事後法に基づいて裁判が行われたことが罪刑法定主義に反することは明らかである。

加えて、広島、長崎に投下された原爆や、日本の主要都市への爆撃は、非戦闘員である一般市民に対する無差別攻撃であり、連合国側こそ人道上非難されてしかるべきである。

また、裁判官の出身国が戦勝十一カ国のみという不公平な構成であり、被告側弁護資料はことごとく却下されている。

②　サンフランシスコ対日講和条約

㈠　昭和二十七年四月二十八日のサンフランスコ対日講和条約の発効により、日本が主権を回復した後、戦犯の名誉回復が図られ、当時約八千万人いた日本国民のうち、半数にあたる約四千万人が戦犯釈放を求める署名を行っている。

㈡　こうした世論の声に応え、国会においては昭和二十七年から三十年にかけて、「戦犯の赦免に関する決議を衆参両院で概ね全会一致で四回にわたり可決している。

㈢　政府はこれらを受け、関係諸国と交渉を重ねた結果、サンフランシスコ講和条約第十一条に基づき、関係十一カ国の同意を得てＡ級戦犯は昭和三十一年三月三十一日に佐藤賢了の釈放を以て終了。Ｂ級、Ｃ級戦犯の服役者は昭和三十三年五月三十日までに逐次釈放された。

㈣　サンフランシスコ対日講和条約で『戦犯赦免手続き』を規定した第十一条の英文における〝JUDGENTS〟の日本語訳を「判決」とするか、「裁判」とするかによって法文の解釈が異なるが、英米においては通常、「判決」と解釈されており、これに従えば同条約では刑の執行を受諾したに過ぎず、裁判そのものを受諾したものではない。

㈤　当時は冷戦時代で、中国は同条約には調印せず、第二十五条により中華人民共和国はこれについて発言する資格はない。

（参考）サンフランシスコ講和条約第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。

これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。

極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使す

ることができない。

③ 戦犯の国内法上の取扱い

(イ) 昭和二十八年、恩給法が復活し、翌二十九年の改正でいわゆる戦犯受刑者等で刑死、獄死した者を国は「公務に準ずる死」として遺族に公務扶助料に相当する扶助料を、また、戦争裁判受刑者本人には、恩給が支給されることとなった。

(ロ) 更に、三十年の恩給法改正では、拘禁中も恩給の在職期間に通算されることとなった。

(ハ) 恩給法第九条第一項の二に「三年を超える刑に処せられた時は、恩給は消滅する」と規定されており、本来であれば支給されないはずの戦犯に対して、以上のとおり恩給が支給されている。これによって、国内的には戦犯問題は解決されたものと考える。

④ 所謂A級戦犯の合祀

靖國神社は、いわゆるA級戦犯を国が公務死に準ずる死（法務死）と認定したので、合祀したのである。

⑤ 所謂A級戦犯の分祀

所謂A級戦犯十四名を他に分祀してはとの意見が一部にあるが、誰を祀るか否かは宗教法人である靖國神社の意志と責任において行われるべきもので、靖國神社自身の問題である。

しかし、国（旧厚生省）の祭神名簿に全面的に依拠して靖國神社が合祀したことも事実である。戦後の靖國神社の合祀基準は、これ以外にないのである。以上の経緯、今日までの経過、また神道の本質など勘案すると、到底靖國神社が分祀に応じるとは考えられない。

平成23年４月吉日

ご遺族様

岡山県戦没者顕彰会会長　岡﨑　豊

謹啓　陽春の候　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、恒例の岡山県戦没者春季慰霊祭を下記により執り行いますので、万障お繰り合わせのうえご参列下さいますようご案内申し上げます。

なお、東山電停より護國神社の間を、無料バスにより送迎を行いますので、多数ご参列下さいます様お願いいたします。　敬具

記

1．日　　時　５月５日㈭　10時～11時30分（雨天にかかわらず執行）
※５月６日㈮は護國神社春季慰霊大祭が10時から執り行われます。

2．祭　　場　岡山市中区奥市３－21　岡山県護國神社

3．協賛行事

５月５日	５月６日
備中神楽　華道展	備中神楽　華道展
吉備舞	吉備舞
詩吟舞	詩吟

1．自家用車駐車場はありません。電車・バス等をご利用下さい。
2．電車・バス等でご参拝の方は、無料送迎バスを運行（約５分間隔）していますので、ご利用下さい。
　＊運行区間　東山電停～表参道鳥居前～護國神社間
　＊運行時間　午前９時～12時
3．当日参列のご遺族１人に１個、記念品を差し上げます。
4．ご希望の方には後楽園・博物館入場券を差し上げます。
5．参列に際しましては、慰霊祭終了まで会場にご臨席いただきます様お願いいたします。

厚生労働省主催　慰霊巡拝のご案内

このたび、厚生労働省主催による平成二十三年度慰霊巡拝の事業概要が発表されました。関係地域のご遺族で参加希望の方は岡山県保健福祉課援護班（電話〇八六―二二六―七三二〇／直通）までお申し込み下さい。

▼実施地域・日程等　事業概要一覧のとおり。

▼参加資格　実施地域における戦没者遺族（配偶者、子、兄弟姉妹）で、長途の旅行及び現地の気候風土に耐えられる方。

※初めての参加者が優先され、過去五年以内に本事業に参加された方は原則として再度の参加は認められませんが、定員に満たない場合は参加が認められることがあります。

※定員に満たない場合、自費参加に限り次の順位で参加が認められることがあります。

① 参加する遺族がいない戦没者の孫。

② 参加する遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者。但し、夫婦での参加に限る。

③ ①に該当しない孫

▼参加費用　概算所要額は外国旅費（航空賃、宿泊代、食事等。※硫黄島は宿泊代、食事等）で、このほか、国内の往復旅費が加算されます。

なお、参加者には国家公務員等に関する法律等に基づき算出された旅費（外国及び国内旅費）の三分の一が補助されます。

	実施地域	実施予定期間	実施期間	募集人数	申込締切	概算所要額（円）
1	グルジア・ウクライナ	８月29日㈪～９月７日㈬	10日間	15名	５月20日㈮	587,000
2	ハバロフスク地方	９月９日㈮～９月16日㈮	８日間	15名	５月27日㈮	330,000
3	アムール地方（１班）	９月９日㈮～９月16日㈮	８日間	15名	５月27日㈮	381,000
	アムール地方（２班）					379,000
4	沿海地方	９月29日㈭～10月６日㈭	８日間	15名	６月17日㈮	207,000
5	モンゴル（１班）	９月７日㈬～９月14日㈬	８日間	15名	５月27日㈮	292,000
	モンゴル（２班）					297,000
6	中国東北地区	９月５日㈪～９月15日㈭	11日間	10名	５月27日㈮	286,000
7	パラオ	９月30日㈮～10月６日㈭	７日間	15名	６月17日㈮	186,000
8	インドネシア（１班）	10月13日㈭～10月21日㈮	９日間	15名	７月４日㈪	362,000
	インドネシア（２班）					251,000
9	ビスマーク・ソロモン諸島（１班）	10月26日㈬～11月２日㈬	８日間	20名	７月８日㈮	379,000
	ビスマーク・ソロモン諸島（２班）					372,000
10	東部ニューギニア（１班）	11月９日㈬～11月16日㈬	８日間	30名	８月２日㈫	375,000
	東部ニューギニア（２班）					409,000
11	フィリピン（１班）	２月15日㈬～２月24日㈮	10日間	60名	10月28日㈮	202,000
	フィリピン（２班）					247,000
	フィリピン（３班）					213,000
12	硫黄島（第１次）	調整中	２日間	100名	調整中	15,000
13	硫黄島（第２次）		２日間	100名		
14	硫黄島（第３次）		２日間	100名		

（注）実施時期、期間等は、相手国の都合等により変更することがあります。

いさお新聞
（昭和二十五年八月十日　第三種郵便物認可）
平成23年
4月15日

父に届け　私の思い

倉敷市児島下の町
佐藤和美

子育ても終わり、義父母を見送った古希の年、目にした広報でボルネオ・マレー半島慰霊友好親善事業のことを知り、早々申し込みをしましたところ訪問団に加わることができました。十一月十日から十九日にわたる慰霊訪問の旅は、体力的にも精神的にも良い機会だったと思います。

ボルネオ・サンダカン市街地にある華人系の大きな霊園を通り抜け、朱色の文字で日本墓地と記されたアーチをくぐり、ブーゲンビリアが咲き乱れる坂を上り切った所に「南方冥之精霊碑」、そして「南十字星礎眠」と刻まれた慰霊碑が建立されています。南海が見渡せる小高い丘、この地に父が眠っています。

幼少期から今日までを顧みますと、言葉では言い尽くせない様々なことが頭を駆け巡り、慰霊祭ではその想いを七言絶句に吟じました。声が震えて上出来とはいきませんでしたが、私の気持ちは父に届いたことと思います。

終戦幾年父求久
母無情夫待春秋
願黄泉吾子平安
今日此地仰天空

コタキナバルへ向かう幹線道路の途中、戦後六十五年が経った今も、雑草の中に廃屋がしっかりと残っていました。当時の野戦病院です。分厚いトタン屋根、格子構造の木下地、無数の砲弾貫通の跡。司令部所属部隊付の父が、この野戦病院に指令を届けに来たことは判っていますが、その後、どうなったかは不明。昭和二十年七月十日戦死と公報に記されています。

ふりむけば側に父の気配して
我は佇みおりボルネオサンダカン

合掌。

ボルネオ・サンダカン野戦病院跡

合同慰霊祭に臨んだ佐藤さん
（11月18日：ボルネオ戦没者の碑）

恒例の陸軍墓地清掃

岡山市津高遺族会

岡山市津高遺族会
副会長　久山泰一

春季彼岸祭を前にした三月十八日㈮、岡山市津高遺族会では北区津高の丘陵地に建立されている岡山陸軍墓地の清掃を実施しました。

現地集合は午前八時三十分としておりましたが、八時前から来られて既に作業を始められている方もおられ、何時も頭の下がる思いです。作業手順の打ち合わせのため、改めて集合し参加者を確認しましたが、当日は人見会長をはじめ二十八名の方々のご参加をいただきました。

三日前に足を捻挫し足を引きずりながら作業されるご婦人、墓地の階段の上がり下がりも難儀になられた方、九十歳を越えても毎回参加している方、また、お顔が見られなくなった方。時代の移り変わりは仕方ないことかもしれませんが、次第に参加される方が少なくなっていることは、やはり寂しいものがあります。

私たちが何時まで奉仕が出来るのか、そんなことを考えさせられました。

作業終了後は、何時もパンなどの軽食をお配りし散会となりますが、このたび発生しました東北関東大震災の被災地への支援にとの提案が皆様からあり、僅かな金額でございますが義援金にさせていただきました。

お陰様で好天に恵まれ、ご英霊の御加護のもと事故もなく奉仕が出来たことに感謝し、散会しました。

清掃作業に参加された津高遺族会の皆さん

遺族会の動き

平成二十三年四月行事表

1日　岡山県議会議員選挙告示（同10日投票）
5日　県戦没者春季慰霊祭準備委員会（いさお会館）
　　岡山市津高地区遺族会総会（岡山市内）
8日　岡山県ビルマ会春季大祭（岡山市・蓮昌寺）
11日　岡山市瀬戸遺族連合会役員会（岡山市瀬戸公民館）
　　津山市高田地区遺族会第六回靖國神社団参
　　（東京方面）二泊
12日　日遺理事会、評議員会（九段会館）
13日　新法人移行に伴う中国・四国ブロック遺族会
　　事務局職員研修会（岡山市内）
16日　真庭市月田地区戦没者慰霊祭（善光寺）
17日　岡山市瀬戸遺族連合会総会（岡山市瀬戸公民館）
18日　和気町佐伯地域戦没者招魂祭（学び館「サエスタ」）
21日　岡山市西大寺遺族連合会総会（神崎緑地プラザ）
22日　津山市高野地区遺族会県護國神社参拝（県護國神社）
　　和気郡和気町和気地域戦没者慰霊祭
　　（和気町総合福祉C）
23日　笠岡市戦没者追悼式（笠岡市民会館）
27日　岡山市岡山遺族連合会総会（いさお会館）
　　瀬戸内市牛窓町戦没者合同招魂祭（牛窓町公民館）
28日　津山市遺族連合会役員会（津山総合福祉会館）

平成二十三年五月行事表

3日　比島観音恒例祭典（最上稲荷山・妙教寺）
5日　岡山県戦没者春季慰霊祭（県護國神社）
6日　岡山県護國神社春季慰霊大祭（県護國神社）
12日　津山市遺族連合会総会（津山総合福祉会館）
　　井原市戦没者追悼式（井原市民会館）
17日　高梁市高梁地区戦没者追悼式（高梁総合福祉C）
　　美作地域戦没者招魂祭（津山雇用労働C）
31日